

施策3 再犯防止の推進（富山市再犯防止推進計画）**① 広報・啓発活動の推進**

再犯防止や更生保護活動に関する啓発のため、「社会を明るくする運動」を推進し、街頭広報活動や広報紙による情報発信を行うなど、再犯の防止に関する地域住民の理解促進を図るため、関係機関、団体と連携しながら広報・啓発活動に努めます。

② 保護司会との連携強化と多機関連携

保護司は、犯罪をした人の環境改善や更生を助けることを目的に、保護観察事件の担当、生活環境の調整、犯罪予防活動等の再犯防止における重要な役割を担っています。

保護司や保護司会との情報共有を図るなど連携を強化するとともに、富山県や警察、教育委員会をはじめ、矯正施設、検察庁、家庭裁判所、保護観察所、地域生活定着支援センターなどの県内関係機関との連携により、適切で効果的な地域支援体制や支援者ネットワークの構築を図ります。

③ 更生保護活動への支援

保護司や保護司会が更生保護活動を行う更生保護サポートセンターの運営にあたり、富山市総合社会福祉センターの施設・設備の提供等の活動支援を行うとともに、保護観察対象者との面接場所として自宅以外の市施設の相談室等を提供します。また、なり手不足の課題を抱える保護司の確保に向けて、関係機関との情報共有や保護司活動の周知に取り組みます。

④ 民間協力者や関係団体の活動支援

地域における再犯防止には、保護司のほか、犯罪をした人の社会復帰を支援する更生保護女性会、BBS会、更生保護協力雇用主会等の更生保護ボランティア、更生保護事業協会や更生保護施設などの更生保護法人、多くの民間ボランティア団体等の活動に支えられていることから、その活動に対する支援とともに、連携に努めます。

⑤ 福祉や保健、医療等の支援を必要とする人への支援

福祉や保健、医療等の支援を必要とする人が、再犯に陥る要因として、必要な福祉・保健・医療サービスや住まい、就労、生活困窮などの各種支援窓口へのアクセスが容易でない場合がある状況を踏まえ、矯正施設・保護観察所や社会復帰を支援する相談窓口などといった関係機関と連携し、福祉的支援を必要とする者の把握、適切な情報提供や支援の場の提供を行い、地域で生活をおくることができるように努めます。

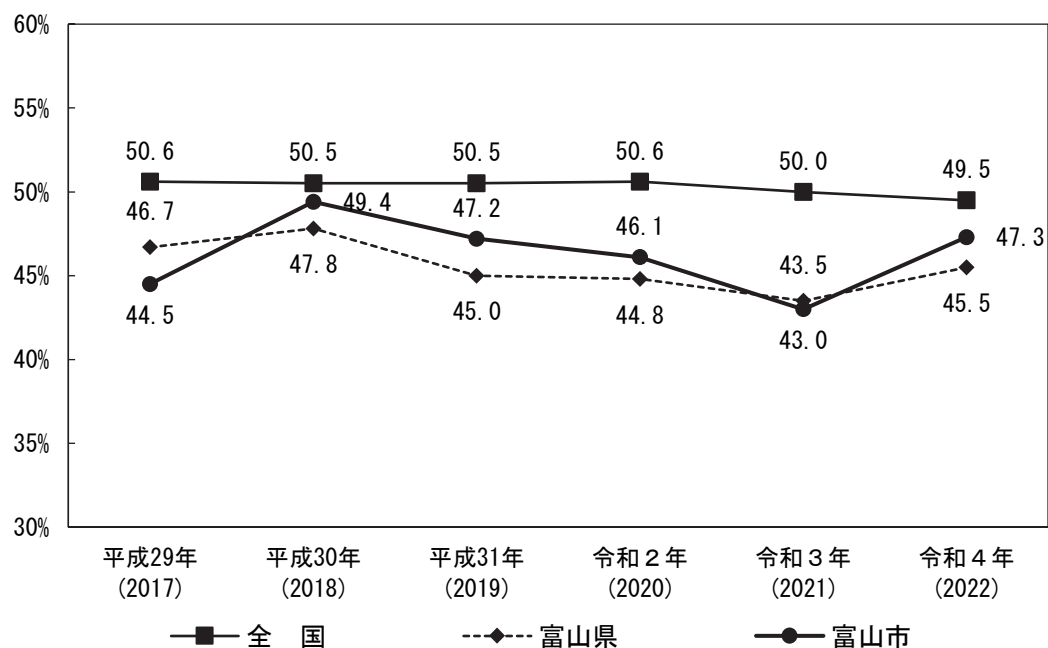
⑥ 生活の安定に向けた支援

刑務所出所直後や勾留等を解かれた直後の者は、生活の基盤となる住居や就労が不安定な場合が多く、再犯の要因にもなっていることから、地域社会で孤立させず、住居確保や安定した就労の確保のため、必要な各種施策や制度等へつなげられるよう、更生保護施設や関係機関と連携・協力し、切れ目のない支援を行います。

⑦ 国・県との連携強化

国の第二次再犯防止推進計画及や富山県再犯防止推進計画に基づき、それぞれの役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯防止に向けた取り組みを推進します。

◎再犯の状況（再犯者率（刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合）の推移）



※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く）の別を問わず、前科または前歴を有する者で、犯行時の年齢が20歳以上の者

※「富山市」は管内の警察署分

資料：法務省矯正局提供データをもとに富山市作成